

建設事業者の皆様へ

建設工事等に係る「汚水」の排出を規制しています

平成13年4月1日から、これまでの「東京都公害防止条例」にかわり「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」）が施行されました。

この条例において、建設工事等による排水についても、規制が適用されています。これは、建設工事に伴う汚水による魚の浮上事故等を防止するために行われているものです。

事業者の皆様におかれましては、次のことに留意され、汚水を公共用水域に排出しないようお願いします。

建設工事に伴う排水を川や海などの公共用水域に排出する場合は、次の基準を守ってください。（「環境確保条例」第123条、規則別表第15）

項	目	基	準
1	外 観	異常な着色又は発泡が認められないこと	
2	水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下	
3	浮遊物質量	120ミリグラム／リットル	
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5ミリグラム／リットル	

- 2 基準を超える汚水が発生する場合は、沈殿槽等を設置し、基準に適合するように処理してください。
- 3 基準に適合しない汚水を公共用水域に排出し、生活環境に影響を及ぼした場合は、罰則が適用されることがあります。

※水質異常事故が発生した場合、原状復帰のため発生現場から河川までつながる管などについて、清掃していただきます。

※清掃にあたっては、清掃業者・交通誘導員の手配、警察への道路使用許可などが必要となります。

※再発防止のために市と協議しながら、事故報告書を提出していただきます。